別紙４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　月　 日

名古屋市　あて

 　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

又は主たる事務所の所在地

　　　　商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る

意見聴取申請書

　下記の計画について、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の交付申請をしたいの

で、意見聴取手続きをお願い致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住 宅 名 |  |
| 計 画 地 |  |
| 地域の需要等を踏まえた高齢者向け住宅の確保 | 今回のサービス付き高齢者向け住宅の計画戸数　　　　　戸 |
| 公共交通機関へのアクセス等の立地 | □750ｍ圏内に最寄りの駅がある【最寄り駅・住宅からの直線距離 ( m)】□300ｍ圏内に最寄りのバス停がある【最寄りバス停・住宅からの直線距離 ( m)】□上記に該当しない【最寄り駅/バス停・住宅からの直線距離 ( m)】 |
| 医療・介護サービスとの連携体制等 | □住宅に医療機関または介護保険事業所が併設されている【種別・名称 ( )】□徒歩圏内（750m圏内）に医療機関または介護保険事業所がある【種別・名称・住宅からの直線距離 ( m)】　　　　　　　　　　　□協定等を通じた医療機関または介護保険事業所との連携がある【方法・内容 ( )】□上記に該当しない |
| 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合 | □計画地が居住誘導区域内□計画地が居住誘導区域外　＜計画地が居住誘導区域外にチェックした場合＞□重点的に災害リスクの理解促進をはかる区域　□低未利用の基盤未整備地区　＜重点的に災害リスクの理解促進をはかる区域にチェックした場合＞　□有料老人ホームに該当する　□有料老人ホームに該当しない　＜有料老人ホームに該当するにチェックした場合＞　□避難確保計画の策定を予定している　□避難確保計画の策定を予定していない※　居住誘導区域とは、都市再生特別措置法第８１条第２項に規定する区域であり、「なごや集約連携型まちづくりプラン」に定められたものをいう。※　有料老人ホームとは、老人福祉法第２９条第１項に規定する施設をいう。※　避難確保計画とは、水防法１５条の３第１項に定められた計画をいう。 |

※必要に応じて、内容がわかる資料を添付すること。

※意見を述べる際の観点として、地域における高齢者向け住宅の必要量についても加味することとします。